

産業水道常任委員会会議記録

日 時 平成28年2月25日(木曜日)

午前10時 3分 開議

場 所 水戸市議会 第2委員会室

午前10時33分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

① 水戸市水道事業の設置等に関することについて

(経理課)

② 水戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関することについて

(農業委員会事務局)

(2) その他

2 出席委員(5名)

副委員長	小川勝夫君	委員	綿引健君
委員	鈴木宣子君	委員	田口文明君
委員	渡辺政明君		

3 欠席委員(2名)

委員長	栗原文隆君	委員	内藤丈男君
-----	-------	----	-------

4 委員外議員出席者(1名)

議長	村田進洋君
----	-------

5 説明のため出席した者の職、氏名

産業経済部長	飯村健一君	産業経済部 参事兼 商工課長	小田木健治君
産業経済部 参事兼 農政課長	吉川茂重君	観光課長	小川邦明君
農業環境整備 課長	弓野憲一君	農業技術 センター所長	大峰正美君
公設地方 卸売市場長	綿引正治君		
水道事業者 管理者	倉田喜久男君	水道部長	関徳彦君
水道部参事	伊藤俊夫君	水道部技監兼 料金課長	後藤博次君

水道部技監兼
浄水管理事務
所 長

小 田 木 晴 壽 君

水道総務課長

小 田 木 義 弘 君

経 理 課 長

青 木 貴 君

水道整備課長

米 川 義 雄 君

給 水 課 長

小 林 壽 雄 君

農 業 委 員 会
事 務 局 長

江 幡 清 美 君

農 業 委 員 会
事 務 局 次 長

清 水 健 司 君

6 事務局職員出席者

書 記 綱 島 卓 也 君

書 記 大 谷 し お り 君

午前10時 3分 開議

○小川副委員長 おはようございます。

本日は、栗原委員長が所用のため欠席との連絡がございましたので、水戸市議会委員会条例第12条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を行います。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから産業水道委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、内藤委員が所用のため欠席との連絡がございましたので、御報告をいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項2件につきましては、第1回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは初めに、水戸市水道事業の設置等に関することについて、執行部から説明をお願いします。

青木経理課長。

○青木経理課長 水道部経理課提出の産業水道委員会資料に基づきまして、水戸市水道事業の設置等に関することについて御説明いたします。

1の改正理由につきましては、地方公営企業法第32条において、未処分利益剰余金から減債積立金等に積み立てる場合には、条例の規定に基づき、または議会の議決を経て行うこととされております。

また、地方公営企業法施行令等の一部改正に伴い、会計基準の見直しが平成26年度から適用となり、企業債の償還など積立金を取り崩した額は、未処分利益剰余金に計上することとされ、この額を自己資本金に組み入れる場合においても、条例の規定に基づき、または議会の議決を経て行うこととされました。

今後の利益の処分についての経営方針を条例において明確にし、事業運営の健全性、安定性の向上を図るため、未処分利益剰余金の処分についての関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、本条例の第4条の次に、利益の処分として新たに第4条の2を加えるものでございます。

まず、(1)といたしまして、事業年度末日において企業債を有する場合、毎事業年度生じた利益（欠損金があるときは、この欠損金を埋めた後の利益）を、当該企業債の額の範囲内で減債積立金に積み立てることを定めたものでございます。

(2)といたしまして、減債積立金の積立額は、毎事業年度生じた利益（前事業年度から繰り越した利益を除く。）の20分の1以上の額とすることを定めたものでございます。

(3)といたしまして、毎事業年度生じた利益（減債積立金を積み立てた場合、減債積立金を積み立てた後の残額）の全部または一部を、利益積立金及び建設改良積立金に積み立てることができることを定めたものでございます。

(4)といたしまして、それぞれの積立金の用途を定めたものでございます。

(5)といたしまして、減債積立金または建設改良積立金を使用した場合、その使用した額を自己資本金に組み入れることを定めたものでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行いたします。

なお、2ページから3ページには新旧対照表、4ページには参照条文としまして現行の地方公営企業法第32条及び第32条の2の条文を記載しておりますので、後ほどお目通しください。

説明は以上でございますけれども、この件につきましては、平成28年第1回水戸市議会定例会に提案させていただき予定でございますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○小川副委員長 次に、水戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関することについて、執行部から説明を願います。

清水農業委員会事務局次長。

○清水農業委員会事務局次長 それでは、水戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関することにつきまして、農業委員会事務局提出の資料によりまして御説明いたします。

初めに、1の制定及び廃止理由であります。昨年8月に成立しました農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員会委員の定数の上限基準が変更になりました。あわせて農業委員と連携して、担い手への農地の集積、集約化及び耕作放棄地の発生防止と解消、新規参入を促進する目的で、農地利用最適化推進委員が新設されることとなりました。さらには、農業委員会委員の公選制度及び業務による部会の設置制度が廃止となりました。

これらのことから、水戸市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部を改正して、水戸市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定め、同時に水戸市農業委員会の各部会委員の定数に関する条例及び水戸市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例を廃止するものであります。

2の主な内容といたしましては、(1)の農業委員会委員の定数を24人に、(2)の農地利用最適化推進委員の定数を20人としています。

3の施行期日につきましては、平成28年4月1日であります。

この参考の2でございますように、法改正による新たな農業委員の定数上限は24人となっております。参考の4では、経過措置によりまして、現在の農業委員が平成29年7月19日まで在任することから、付則といたしまして、それまでの間はこの条例を適用せず、従前の例によることとしております。

裏面に移っていただきたいと思いますが、条例案となっております。

本則の第2条、第3条で、それぞれ新たな委員定数を定め、付則の3におきましてこれまでの関係条例を廃止するものであります。

3ページにつきましては、農業委員・農地利用最適化推進委員の定数の地区割(案)をあらわしております。市内の旧村別の17地区にそれぞれ1名ずつ、おおむね農地面積が400ヘクタールを超える地区には2名とし、農地面積が少なく今後も減少が見込まれる旧市内につきましては、隣接の地区がカバーすることといたしております。

4ページ及び5ページには、廃止いたします現行の水戸市農業委員会の各部会委員の定数に関する条例及び水戸市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例、さらには改正農業委員会法について抜粋して記載しております。後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

このことにつきましては、平成28年第1回水戸市議会定例会に、水戸市農業委員会の選挙による委員定数条例の全部改正の議案として提出する予定であります。

説明は以上であります。

○小川副委員長 以上で、第1回定例会提出予定案件について説明は終わりました。

この際、資料の請求がございましたらば発言を願います。

渡辺委員。

○渡辺委員 資料をね、ちょっといただければと思うんですけども、水道事業のほうで今回、未処分利益剰余金の減債積立金に積み立てるといようなことで、改正の理由とか内容があったんですけども、これまでの年度別の毎年生じた利益を減債積立金に積み立てたり、また建設改良積立金に使用したといようなことがあると思いますので、その年度別のそれをちょっと参考までに出しておいていただけますか。これまでは剰余金をこんな形で減債のほうに積み立ててきたんだといような一覧表のよなものがあったほうが、今後審議しやすいといようなことがありますので、その請求を、委員長、お願いいたしたいと思います。

○小川副委員長 ただいま渡辺委員からの資料請求の中で、未処分利益剰余金からの減債積立金、これに関するに資料請求がございました。

つきましては、委員会として執行部に対し資料の提出を求めたいと思いますが、それは……

〔「よろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○小川副委員長 青木経理課長。

○青木経理課長 一応、確認でございますけれども、何年分でもよろしいでしょうか。3年分とか5年分とかございますけれども。

○小川副委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 この剰余金のこれ、議会の議決を経て行うことがずっとされてきているはずだよね。ですから、今まで、例えば5年なら5年分の、そんな大した表じゃないと思うのよ。だから、5年なら5年分、我々が判断しやすい、また、この積み立て、いわゆる剰余金の使い方が、公明かつ公正に使われていたんだといようなのがわかるような感じでぜひ示していただければと思うので、ほかはいいですよ、この部分についてお願いしたいと思います。

○小川副委員長 ただいま渡辺委員からの委員会としての執行部に対し資料の提出を求めたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

青木経理課長。

○青木経理課長 了解いたしました。

〔「了解いたしましたっていうような答弁があるか、お前。提出させていただきますって言うんだ」「こっちに聞いて、それで」と呼ぶ者あり〕

○小川副委員長 大変失礼をいたしました。

〔「委員長、だめでしょう、これ」「委員会で諮って、それで向こうに出せるかどうか」と呼ぶ者あり〕

○小川副委員長 これは今、執行部じゃなくて委員会のほうで。

再度申し上げます。

委員会として執行部に対し資料の提出を求めたいと、こう思いますが、いかがでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○小川副委員長 それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いします。

〔「大丈夫なのか聞いて。そういう資料を出せるのかって」と呼ぶ者あり〕

○小川副委員長 もうさっき異議なしと言いました。5年分。

大変取りまとめ申しわけございません、そこはね。先ほど執行部のほうから了解の意が出ておりますもので。

あと、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小川副委員長 なければ、次に、その他に入らせていただきます。

それでは、委員から何かございましたらば発言のほどよろしくをお願いします。

渡辺委員。

○渡辺委員 その他なので、議会前なんでね、ちょっと。

水戸の梅まつりがスタートしましたよね。それで、午前中は雨降っていたのかな、スタートの日ね。天気は幾らか回復してきたということで、どうだったんですか、出だしは。余り新聞に載っていなかったね。テレビも余り出ていなかったみたいなので、どういうスタートだったんだか、また、本年度の梅まつりに対する意気込みとかそういうのがあれば、ぜひちょっと聞かせておいていただきたいと思います。

○小川副委員長 小川観光課長。

○小川観光課長 先週土曜日、20日から梅まつりが開催されました。花の咲きぐあいが例年より早い状況でして、多くのお客様をお迎えすることができております。現在、手元にあるのは偕楽園の入場者数のみでございますが、土曜日につきましては約1万人、日曜日につきましては約2万5,000人のお客様をお迎えしております。昨年の花の咲きぐあいが同じ状況で約7%に比べて今年は40%咲いておりますので、その影響もあって、昨年よりも大分多くのお客様をお迎えしている状況です。

今後もこのようなお客様をたくさんお迎えしまして、水戸の観光の推進に努めてまいりたいと思います。

○小川副委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 本当、120年だけ、歴史あるんでね、歴史の名前に恥じないようにね、また皆さん一生懸命ホスピタリティーのそういう精神を遺憾なく発揮していただければというふうに思っております。

それと、もう一つ絡みなんだけれども、この間ちょっと新聞見てたら、水戸の梅を使ったような新しいお菓子とか、また何か、水戸ならではのそういう観光土産品が幾つか開発されて、市長が何かもらっているみたいなのを新聞で写真を見たんですけれども、あれはどういう話なんですか。

○小川副委員長 大峰農業技術センター所長。

○大峰農業技術センター所長 御説明させていただきます。

委員会でも御報告している水戸の梅産地づくり事業というのがございます。これは、水戸の梅の花のブラ

ンド等を利用して、今度食べるほうの梅でもどんどんブランド化していきたいということで進めている事業なんです。昨年にも梅のお菓子を披露しましたが、今年はこちらジョイント栽培でつくっております梅が、昨年の6月に、まだわずかなんですけれども初めて収穫を迎えたということで、初めて水戸産を使った梅のペーストを使って新しい、昨年と同じものもあるんですが、そういう梅をどんどんPRしていこうということで進めております。NHKのテレビなどでも、19日の夕方と、あとほかの偕楽園の中継でも23日の昼間の番組で紹介させていただきましたけれども、今度3月4、5、6日と梅酒まつりに合わせて販売を行うと。もう一つは、3月12、13日に、水戸駅においても、販売をやっていくということになっております。

○小川副委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 梅まつりに合わせてそういうセールスプロモーション活動をするということは、私も大変結構なことだというようなことを、新聞を読みながら感じたところなんです。

一つ、これは要望なんですけれども、どちらかというと水戸人というのは、熱しやすく冷めやすいんだよね。わーっと燃えるんだけど、燃えたらすぐぱーって冷めちゃうと。熱しやすく冷めやすい。これね、実はそういう土産品なんか熱しやすく冷めやすい傾向にあって、今までさまざまなそういう地産地消の取り組みをやってきたはずですよ。例えば明利酒類さんの芋焼酎の一人笑、二人笑、三人笑。いや、スタートのうちは、わーっと燃え上がるような、火の燃えるような勢いだったので、各飲食店が置いてどんどん水戸の芋焼酎を楽しんでもらおうと。だけど、何だか知らないけれども、年数がたってくるとしぼんできちゃって、そのときは燃えるんだけどしぼんできちゃう。その例で言うと、まだあるですよ。例えば土産品の三色いもってありましたよね。紅芋とか何かの乾燥芋をお土産用に1つのセットにしたもの。それも一時はわーってこう燃えたんだけど、それも、何かこう沈んでいって、次の新しいものにすぐ取りかかると。

そういう傾向が見られてきたので、できればね、本当に大事なものを育てていくというようなこと、それは販売の数字とか、お客さんの声などをよく精査しながら、じゃ、これは水戸の柱としてもうちちょっと磨いたり輝かせる必要があるんじゃないかとか、そういうことも実は同時進行で進めてもらいたい。本当に一気に燃えるんだけど、どうも何か尻切れとんぼってというようなこともあり得るので、そういうことをぜひ、せっかく新しくそういうような開発をしたような企業とかのためにも、やっぱりそういう総合的なサポート体制もつくっていただければというふうに思っております。全てがそれできないと思うので、やっぱり先ほど言ったようなそういう市民の声とか、もちろんそれを買った人、食べた人なんかの声をしっかり受けとめて、あ、これはもうちょっとで太く柱になるなというようなものがあつたらね、やっぱり全庁を挙げて、また水戸市を挙げて、市民を挙げてそういうものを育てていくというような、環境づくりも必要なんじゃないのかなというふうに思っております。それが1つと。

もう一つね、それも新聞に載っていたんだけど、水戸の納豆のわらづとのわらが足りなくなって、今度値上がりしたんですよ。この間、天狗納豆さんに行ったら結構上がってたんだよ、わらづと納豆。やっぱり水戸の納豆という、わらづとという定番があつて、それが珍しがられたり、お土産として最適というようなこともあつて、話を聞いたらね、今、機械化されちゃって、わらがみんな稲刈りするとばらばらになっ

ちゃうんだって。そうすると全然使えない、手で刈ったやつじゃないとわらづとにならないんだと。それで、手で刈る人が少なくなっちゃったので、これから先ますますわらづとを手に入れる作業が困難になってくるというような話を聞いてるんだけど、執行部のほうでもそういうのを聞いてるのかな。そして、また何か対応を考えていらっしゃるのか、その辺のところをちょっとお聞かせください。

○小川副委員長 小川観光課長。

○小川観光課長 渡辺委員のおっしゃるとおり、わらの値段が今、高騰しております。原因といたしましては、わらをつくる農家さんが高齢化のためやめてしまったり、やはり作業の手間暇が、おだげけしたり、乾燥したり、かなり手間暇かかるということで、農家自体が減ってる状況でございます。そのような状況から、納豆業界と話し合いをもちまして、今後わらを提供している農家がないかとか、そういうような農業団体との調整を今後図っていきたいというふうに考えており、現在調整のほうを進めているところでございます。

○小川副委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 話を聞いて安心しました。やはり水戸納豆の歴史をたどれば、柵町4丁目の天狗納豆さんが一番最初、水戸駅で、常磐線の開通、その前は水戸鉄道と言ったんだ、明治22年ですよね。そのときにお土産として、わらづと納豆を売った。それが何で全国に広がったかということ、水戸の二連隊とかああいうところに来てた兵隊さんとかそういう人たちが、お土産で水戸駅から持って帰ったというようなことがあって広がっていったと。それが今、水戸納豆という大きな1つのブランドとしてできてきているので、そういう歴史を考えれば、これは執行部としても、わらづとが困難なく手に入るようなシステムを考えたりしてあげるの、業界に対しても、また地域振興に寄与してくれてる小売のお店に対しても、私はサポートになると思いますので、ぜひしっかりしたそういう受け皿の体制を整えていただければというふうに思っております。

○小川副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 すいません、今、渡辺委員さんに関連した質問なんですけれども、先ほどの水戸の梅産地ブランド化ということで、もしお菓子屋さんの会社名とかわかれば教えていただきたいのと、あとは、決めていく過程にあって、どういった方が評価をされてるのか、ちょっともう一度教えていただけますか。

○小川副委員長 大峰農業技術センター所長。

○大峰農業技術センター所長 御説明いたします。

お菓子のほうはですね、昨年になります、我々のほうで水戸菓子工業組合のほうに呼びかけをいたしました。その中で応えていただいた方、今年の3月は9社で12品目のお菓子をつくっていただいています。名前のほうは、阿さ川製菓、亀印製菓、五條製菓、新妻製菓、それからトーア乳業、飯野屋製菓、きね八、西欧和菓子木村屋本舗、あとは本屋製菓、以上の9社につくっていただいています。このお菓子を実際に登録とかそういうものではありませんので、審査をするというようなことではないんですけれども、菓子工業組合と我々、あと例えば県のデザインセンターの方とかいろいろ協議をして、このお菓子をお売っていきましょうということで決めております。

以上でございます。

○小川副委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。本当にこのお菓子については、特にやっぱり水戸は梅

ということで、この9社、本当に水戸の中でも有名なお菓子屋さんが入っていらっしゃるということで、本当にぜひ水戸と言えばこのお菓子というお土産、例えば県外に出るときもこれを持っていきたいという、そういうものをぜひ高めていただいて、もちろんそれぞれの店で売っている梅のお菓子、とてもおいしいんですけども、またさらに上を目指して。先日牛久の方からちょっとお土産でワインのケーキをいただいたんですね。牛久と言えばこれなんですよっていうふうにおっしゃられて、いただいたんですが、とてもおいしくて、本当にそういうふうに、水戸と言えばというような、そこまで高めていけるような、今回3月4、5、6日と販売をされるということで、皆さんのお声もぜひ聞いていただいて、またさらに上を目指してぜひこれからも続けていただきたいと思います。これは意見です。よろしく願いいたします。

以上です。

○小川副委員長 ほかにございませんか。

綿引委員。

○綿引委員 私のほうからも1点だけ。これも新聞報道が出たところなんですけれども、駅南のサウスタワー、旧ヤマダ電機跡地のところのテナント誘致進行が決まっているというところで、市として、執行部としてはどの程度把握をしているのかと、これからどういうふうなかかわりを持っていくのか、その点についてお聞かせをお願いします。

○小川副委員長 小田木参事兼商工課長。

○小田木産業経済部参事兼商工課長 ただいま綿引委員から御質問がありました水戸駅南のサウスタワーでございますけれども、現在、土地建物を所有しております株式会社サムティのほうと2月18日に仮契約を結んだという報道がございます。借受人につきましてはOPAという会社でございまして、ダイエーの子会社になっております。全国で9店舗のファッションビルを展開している事業者でございまして、来年の3月のオープンを目指していくということがOPAへの聞き取りによって明らかになっております。

水戸市とのかかわりでございますけれども、やはり3月のオープンを成功させていくために、水戸市で持っております企業立地のための補助金の活用などにつきましても情報を提供いたしまして、円滑にサウスタワーの新しい店舗が展開できるように十分な連携を図っていきたいと考えております。

○小川副委員長 よろしいですか、綿引委員。

それでは、意見がないようですので、以上をもちまして、本日の産業水道委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時33分 散会